

○総務省告示第五百三十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成元年郵政省告示第五十号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

表中「950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（移動体識別用を除く。）」を「915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備」に改める。